

愛知地方労働審議会 第19回家内労働部会 議事録

令和2年2月6日(木)午前9時30分～10時45分
名古屋合同庁舎第2号館 愛知労働局 4階会議室

出席 (公益代表委員) 小野木委員、熊田委員、水野委員
(労働者代表委員) 伊藤委員、加藤委員、中島委員
(使用者代表委員) 中道委員、太簀委員、松下委員
(事務局) 黒部労働基準部長、近藤賃金課長、堀井課長補佐

【堀井課長補佐】

只今より、愛知地方労働審議会第19回家内労働部会を開催します。議事に入るまでは、事務局が進行いたします。

本日の委員の出席状況は、全員が出席ですので、地方労働審議会令第8条第1項による、委員の3分の2以上の定足数を充たしています。よって、本部会は有効に成立していることを報告します。

本日の会議次第及び資料は、お手元の封筒にいられてあります。さらに、参考資料として、家内労働のしおり他3点を付けています。

それでは、開会にあたり労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

【黒部労働基準部長】

本日の第19回家内労働部会の開催にあたり、一言挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

当家内労働部会は、愛知地方労働審議会の下に専門部会として設置されており、本年度は5月に第18回の部会を開催し、がん具花火製造業最低工賃の廃止を含む平成30年度における家内労働対策の結果と、令和元年度の基本方針についてご議論いただいたところです。

本日の部会では、今年度における当局の取組や、令和2年度の方針について説明させていただき、皆様から忌憚の無いご意見を賜ればありがたいと思っています。

以上簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

【堀井課長補佐】

続いて、委員の紹介をいたします。委員名簿は、資料集の1ページ資料 1にありますのでご覧ください。

名簿の順に読み上げますので、軽く会釈を願います。

公益代表委員	小野木委員	熊田委員	水野委員
家内労働者代表	伊藤委員	加藤委員	中島委員
委託者代表	中道委員	太簀委員	松下委員

続いて、事務局の職員を紹介いたします。

黒部労働基準部長、近藤賃金課長、そして私、堀井課長補佐です。

【堀井課長補佐】

審議に入る前に、家内労働部会の公開等について説明します。

資料集6ページの資料 4「愛知地方労働審議会運営規程」の第5条では、「会議は、原則として公開する」とあります。この「公開」とは、この場に傍聴人の同席を認めること

であり、1月29日から昨日2月5日までの間、公開する旨の公告を行いました。傍聴希望者はありませんでした。

次に、同じページの愛知地方労働審議会運営規程の第6条第2項で、「議事録及び会議の資料は、原則として公開する」とあります。審議終了後、議事録が完成次第、愛知労働局のホームページで公開することとしてよろしいでしょうか。

(承認確認)

承認されましたので、議事録及び会議資料は公開いたします。

なお、愛知労働局のHPには議事録のみを掲載し、会議資料は量が多いため希望があったときに閲覧により公開いたします。

なお、議事録作成のため、録音することを了承ください。

議事に入る前に、初めて家内労働部会委員となられた方がおられますので、地方労働審議会及び家内労働部会について簡単に説明いたします。

審議会にかかる法令等は、資料集2ページから8ページをご参照ください。

資料集9ページの資料6「地方労働審議会組織図」をご覧ください。すべての都道府県労働局に、2ページにあります厚生労働省組織令第156条の2にもとづく「地方労働審議会」が設置されています。

地方労働審議会は、都道府県労働局が行う労働行政全般についてご意見をいただく場として設置され、その下に専門性の高い特定の事項についてご意見を頂く場として、7ページ資料4「愛知地方労働審議会運営規程」の第9条により、常設の部会として、家内労働部会、港湾労働部会、災害防止部会の3つが設置されています。

委員の任期は、3ページの審議会令第4条第1項により、「委員の任期は2年とする」と規定されていますが、この「委員」は地方労働審議会の本審の委員のことです。

臨時委員の任期は、4ページの審議会令第4条第4項により「その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする」とされており、本日の審議が、本日をもって終了した時は、本日付で解任となります。つまり、臨時委員は、家内労働部会を開催するたびに、任命して解任するとなります。臨時委員の方の任命通知には、その旨記載されています。

では、「議題(1)部会長の選出について」に入ります。

部会長の選出について、資料集4ページの審議会令第6条第4項で、「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する」と規定されています。また、同条第6項で、「部会長に事故があるときは、(中略)部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と規定されています。

部会長及び部会長代理は、従来より公益委員の互選結果をご承認いただくことにより選出いただいていた。

特にご意見がないようでしたら、この方法でよろしいでしょうか。

(承認確認)

選出方法についてご承認を頂きましたので、公益委員の事前協議結果を水野委員からご報告をお願いします。

【水野委員】

あらかじめ公益委員で協議しました結果、部会長候補に小野木委員、部会長代理に熊田委員とすることで、提案させていただきます。

【近藤賃金課長】

ただいま、部会長に小野木委員、部会長代理に熊田委員とのご提案がありましたが、皆様ご承認いただけますでしょうか。

(承認確認)

【近藤賃金課長】

ご承認を頂きましたので部会長、部会長代理の名札を置かせて頂きます。

(事務局にて、「部会長」「部会長代理」の名札を設置)

【堀井課長補佐】

それでは、小野木部会長、熊田部会長代理からご挨拶をお願いします。

【小野木部会長】

只今、ご承認いただきました小野木です。中日新聞に勤めています。家内労働といえますと、多分内職の大部分を占めるのが家内労働だと思います。私事ではありますが、両親が仕事を終えた後、裸電球をぶら下げて、夜中に電気メーカーから回ってきた扇風機の背中の材料を紙やすりで削る、それを一個仕上げては置き、仕上げては置く仕事をしていました。一個いくらだったか、当時私は小学生だったので知りませんが、1円か2円か、たぶん50銭とか30銭とか、そんなものではなかったかと思います。家内労働というのは、決してそれで一家の主収入になるものではない。家内労働の結果、夕飯のおかずが一品増えたり、親父の晩酌のお酒が1合多くなったり、あるいは子供たちの月謝とか授業料の一部になったりという、家内労働というのは、家というのがついていますが、家族の匂い、あるいは親子の絆というのを感じるものではないかと思います。

自分の両親がやっている姿を見て思ったのですが、思い返してみれば、非常に弱い弱者の労働によっているんな物が、本質ではないかもしれませんが、いろんなところで役立つ。愛知県には非常にたくさんの方の家内労働者の方がいらっしゃると思いますが、労使ともにハッピーになれるように、微力ながら寄与していければいいなと思っていますので、皆様のご協力をお願いいたします。

【堀井課長補佐】

続いて、熊田部会長代理ご挨拶をお願いします。

【熊田委員】

部会長代理に選任されました、弁護士の熊田と申します。

家内労働というのは、かなり古い世代、昔はあったのだろうと聞いていたのですが、この審議会の委員になって、愛知も勿論沢山いらっしゃると思いますが、全国に家内労働の方々がいらっしゃって、今日ご説明があると思いますが、資料を見ると日本の各都道府県の産業構造が見えてくると思います。

今、小野木部会長も言われましたが、家内労働の方々は、個人や家族でやっていらっしゃる方たちで、そういう意味でもこの家内労働部会で現況を把握し、なにか改善する点があれば、活発に意見を労使ともに交わすということは、非常に重要ではないかなと思っています。部会長を補佐し、活発な意見交換ができるようよろしくお願いします。

【堀井課長補佐】

部会長が選出されましたので、これ以降の議事進行は小野木部会長にお願いします。

【小野木部会長】

では議事に入りますが、議事録の作成にあたり、資料集6ページの「愛知地方労働審議会運営規程」の第6条第1項の規定により、部会長の私と、部会長が指名した委員2人の署名が必要となります。

つきましては、本日の議事録の署名委員を次の方をお願いしたいと思います。

家内労働者側 伊藤委員 委託者側 中道委員
をお願いします。

(署名委員了承)

【小野木部会長】

では、議題(2)「令和元年度家内労働対策の基本方針の結果」について、事務局から説明して下さい。

【近藤賃金課長】

資料集15ページの資料 8、令和元年度の愛知県内における「家内労働の現況」について説明します。

まず16ページの、「1 愛知県の家内労働」の(1)で、「県内で家内労働に従事している人は、約8,500人」とありますが、その下にさらに具体的に数字で書いてあります。愛知県内で把握しています委託者数は366人、家内労働者が8,118人です。さらに同居の家内労働者とともに従事する家族の補助者の方が364人います。この数に関して、前年と比較し委託者は11人、家内労働者は475人の減少となっています。さらに業種別に見てみると電気機械器具関係で172人減少し、次いでゴムの製品関係で144人減少、機械器具製造業で95人の減少となっています。

このページの表1「家内労働従事者数の内訳」は、平成26年以降の家内労働従事者数の推移です。少しずつ減っている傾向が読み取れるところです。

お配りした参考資料に「家内労働のしおり」という冊子があります。34ページを見ると、全国における家内労働者数、委託者数の表があります。平成30年の数値ですが、愛知県は、家内労働従事者数8,957人とあり全国1位の数字となっています。その次が東京の7,875人、3番目が静岡の7,430人、続いて大阪の7,007人という順です。

委託者数は、東京が593人で1位、大阪が581人、その次が愛知の377人ですので、愛知の場合は委託者1人に対する家内労働者数が多いということが読み取れます。

次に17ページに、愛知県の地図の中に、県内のいわゆる地場産業の絵が描いてあります。従来より愛知県では、地場産業を中心とした家内労働が多かったわけです。現在もそれは残っていますが、実際のところ、ここに描かれている地場産業以外にも部品の組立、箱の組立、小物の包装・袋入れ、あるいは部品のバリ取り、シール貼り、テープ巻き、珍しいところでは缶バッジの製造であるとか、造花の組立、農業関係でシソの葉の結束・パック詰め、エビの頭取り、そのような内職も愛知県内で行われています。

18ページ、2番の家内労働に関係する災害と疾病の状況について、表2として「愛知県内における家内労働による災害疾病発生状況」があります。発生が昭和52年からの休業4日以上のをまとめました。家内労働に係る4日以上の休業災害はまれであり、現在はほとんど発生していません。ただし、平成30年である昨年に、プレスによる指の挫断、つまり指の切断事故が起きました。これに関しては所轄労働基準監督署において災害の発生状況を調査し、また委託者に対しても適切な管理を行うよう対応しています。

続いて、19ページの上段ですが、厚生労働省では危険又は有害な作業に従事する家内労働者や補助者又は業務を委託する委託者に対して安全衛生に関する指導のため、家内労働安全衛生指導員制度を設けています。

表3に、本年度の家内労働安全衛生指導員による活動状況をまとめました。愛知局には現在2名配置されていますが、この2名の指導員の業種ごとの訪問指導件数を書いていま

す。この指導状況については、また後程、ご説明します。

19ページの3番、家内労働者に関して、労災保険法により特別加入制度があります。家内労働者は本来、労働基準法、労災保険法にいうところの労働者ではなく、労災保険の対象にはなりません。特別加入制度により、本人の希望で労災保険に加入することができます。愛知県内の加入状況は表4のとおりです。プレス作業に係る団体を通じ、労災保険に特別加入されている方がいらっしゃいます。

4番は、家内労働者の労働条件の改善を図る最低工賃についてです。20ページの表5に、車両電気配線装置製造業とあります。いわゆるワイヤーハーネスですが、愛知県においては、現在、この車両電気配線装置製造業における最低工賃のみが決められています。なお、昨年まではがん具花火製造業についても最低工賃がありましたが、平成31年3月6日をもって廃止されています。

5番のいわゆるインチキ内職については、インチキ内職防止のための周知を図っているということです。

次に、21ページ資料9の「令和元年度における当局における家内労働対策の取組結果」について説明します。この赤色で表示している部分がいわゆる結果として追記しているものです。

1番の「家内労働法の周知・広報の実施」では、委託者団体等を通じて家内労働法自体の周知を行っています。「(1) 委託状況届の提出の周知」については、毎年当局が把握している全委託者に対して3月に委託状況届という法定の年1回の報告を適切に行ってくださいという提出勧奨を行っています。その際には、資料集31ページの資料11の「家内労働法の概要」というチラシを同封し、周知しています。

21ページに戻り、その他家内労働法の周知に関して、労働基準監督署窓口とか、愛知労働局ホームページにおいて周知しています。本日の参考資料の中に「家内労働あんぜんサイトOPEN」というチラシが入れてありますが、これは、厚生労働省が開設した家内労働者の危険有害物対策に特化したホームページサイトです。愛知労働局では家内労働者が多いということから、愛知労働局のホームページの一番下になりますが、この「あんぜんサイト」へのバナーを貼っています。全国47都道府県のホームページの中で、この「家内労働あんぜんサイト」へのバナーを貼っているのは、愛知労働局のみで、そういう意味でもきちっと周知を図る取組をしているところです。

続いて(2)は、がん具花火製造業最低工賃が昨年3月6日をもって廃止された関係です。廃止決定にあたり最低工賃専門部会において、「家内労働者の労働条件が低下することなく向上に努めるよう、労働局としても取り組みを」という附帯決議があり、愛知労働局長名により、22ページにある書面により、花火関係の2団体に対し、この書面を持参し直接お願いするとともに、がん具花火のすべての委託者に対してもこの要請文を郵送してお願いしています。さらに、家内労働安全衛生指導員2名が、今年度は花火の委託者を中心に訪問しています。その結果、工賃の引下げや労働条件の低下等が無かったことを確認しているところです。

2番の最低工賃の改定については、35ページの資料12の「第13次の最低工賃新設・改正計画」をご覧ください。平成31年度から令和3年度の3か年計画が記載されています。愛知局のところを見ると、令和元年度は計画がなく、よって本年度は工賃改正等の審議は行っていません。後程、令和2年度家内労働対策の基本方針(案)で説明しますが、令和2年度は車両電気配線装置の工賃改定を計画に基づいて予定します。

21ページに戻り、3番の項目について、安全衛生の確保等ということで、家内労働安全衛生指導員が委託者及び家内労働者を訪問し指導を行っています。その活動状況について23ページに「令和元年度家内労働安全衛生指導員の活動状況」としてまとめています。年度ではありますが、事実上の活動は10月末で終わっており、計画に対して計画どおり実施したということです。訪問指導内容としては、委託者21人を訪問し、さらに家内労働者13人宅を訪問しています。

委託者の産業分類を見ると、3番の項目の「E32 その他」が一番多いのですが、これはがん具花火の委託者を10人訪問したためです。

指導の結果ですが、危険有害に係る指導は、直接は1件もありませんでした。この指導結果の項目は、家内労働法のいわゆる委託管理の項目がメインなのですが、一応指摘としては、年1回の報告が出ていませんというものが3件あり、それ以外の指摘事項はありませんでした。ただし、法律違反以外の件数は拾ってありませんが、実際には訪問した際には丁寧に話を聞き、いろいろなアドバイス等はしているところです。

24ページは、指導員が家内労働者の方に直接ヒアリングした状況をまとめたものです。エビデンスを求めて確認した項目ではなく、簡単な聞き取りで把握したものであり、一応参考までにまとめたものを付けました。以上です。

【小野木部会長】

では、ただいま説明がありました「愛知における家内労働の現況」及び「令和元年度の家内労働対策の結果」について審議に入ります。

ただ今の事務局側の説明について、ご意見等は何かありますか。

【伊藤委員】

23ページの家内労働安全衛生指導員の指導結果のところですが、法律違反以外の項目の内容は、どのようなものがあるのですか。口頭での助言みたいなこともされているのでしょうか。

際立って、こういうものが多かったとか、そういうものなど、2、3例、何かあればお願いします。

【近藤賃金課長】

例えば、家内労働者に対して手袋の着用をアドバイスしたり、委託者に対しては今後事故があった時には、報告が別途義務付けされていること、そういうところを留意していただきたいとかを、訪問先に応じて説明をしているという報告を指導員からもらっています。

また、花火業者ですと消火器をこの辺に置いたほうがいいですとか、火器管理についても何件か指導しています。

【小野木部会長】

ほかに何かありましたらお願いします。

【中島委員】

ワイヤーハーネスの最低工賃改正は、最賃にあわせてフォロー等いただきありがとうございます。毎年ということではないかもしれませんが、引き続きお願いしたいと思います。

教えていただきたいのは、安全衛生指導員の方が2人で回られているということですが、回る先というのは、どういう基準でというか、どのように選んでいるのか知りたいのですが。

【近藤賃金課長】

年によって若干変わることがありますが、基本的には危険作業、有害作業があると思われる委託者をまず重点に置き、それ以外では年に1回の報告がないような順法水準に問題があるかもしれないというところを問題意識として持ち、選定しています。今年度に関しては、特にが

ん具花火の委託者を優先的に計画いたしました。

【中島委員】

多分、危険な作業をされている委託者を中心に訪問して、災害が発生した委託者はちゃんと改善ができていくかということを引き続き見ていただけたらと思うのですが、その他の委託者で、意外とまだまだいろんな作業があるという話を伺いました。そういった委託者も実は危なくないと思っけていても、ちょっと危ないことをやられていたりするところがあるかも知れません。引き続き、そういう安全上の管理で、問題が無いことをフォローの上で確認をしていただきたいと思います。

【水野委員】

今に関連して一つお聞きしたいのは、何年かに一回は全数というか、危なくないところも回っているのか。重点的なところは回っているけれども、他は全く回っていないところとかはあるのか、そこら辺の状況について教えてください。

【近藤賃金課長】

先ほど330数件の委託者が現在あると申し上げましたが、年間の訪問件数は年間20件程度ですので、すべてを回るという方針ではやってはおりません。ですから過去の5年、10年を遡ったときに全数回っているかということ、そういう訳ではございません。一応重点を置いて、その重点を優先的に訪問するという方針でやっているところです。

【熊田委員】

重点というのは、どういう観点から決められるのですか。

【近藤賃金課長】

危険有害作業をやっている可能性があるところを優先しています。さらに法律の遵守状況に疑いがあるところを、その次としています。さらに特段なにかあればそこを加えて、ということになります。

ただ、毎年伺うということは、よほど問題が無ければありませんので、重点の危険有害があるとしても、訪問して安全にやっていたということが確認できれば、毎年ということではなく、そこは何年かおきになってきます。

【小野木部会長】

ほかに何かありませんか。

【太箸委員】

「家内労働の現況」の16ページの表1ですが、家内労働者の業種による年齢構成は、何か特徴的なものはありますか。ワイヤーハーネス業だったら、比較的年齢層が若いとか。

【近藤賃金課長】

業種ごとの年齢層については把握しておりません。年に一回の法律に基づく届出を基本に家内労働者数を把握していますが、その様式の内容は、作業内容と男女別、補助者の数程度です。34ページの上にその様式が掲載してありますが、法律による報告項目が簡素であり、年齢までは把握の報告対象になっていません。

【太箸委員】

家内労働に従事される方の経験年数も、特に調査の対象にはなっていないということですか。

【近藤賃金課長】

恒常的な調査はありません。ただ、労働局として、最低賃金改正に向けた準備の時に調査を行い、その中ではそういう属性を把握しています。

【小野木部会長】

ほかに何かございますか。

【中島委員】

外国人の方は多分把握されていないと思いますが、在留資格を持って暮らしている外国人の方が、家内労働の現場で働いているような傾向はあるのでしょうか。人手不足の時代かなと思ったものですから。

【近藤賃金課長】

かもしれませんが、把握しておりません。

【小野木部会長】

家内労働法の定義からすると、外国人はどういうことになりますか。

【近藤賃金課長】

個人事業主になります。

【小野木部会長】

外国人の家族も一緒に働いている場合はどうなりますか。

【近藤賃金課長】

補助者になります。

【小野木部会長】

家族以外の方の労働は家内労働に入らないですね。

【近藤賃金課長】

家内労働者の方が人を雇ってしまうと、家内労働者は事業主、雇われた方は労働者という立場になりますので、家内労働法の枠から外れて、労働基準法の事業主になります。

【小野木部会長】

中島さんがお尋ねになられたのは、外国人の家内労働者を把握しているのか、あるいは、在るのが無いのかということです。

【近藤賃金課長】

その点は把握しておりません。

【中島委員】

在留資格を持って働いている方が、労働ではなくて、仕事を委託されるということが有るか無いかです。

【黒部労働基準部長】

この委託状況届で把握している状況であり、今のところはわかりません。

【小野木部会長】

今後、外国人の方の家族が、外国人の自分の家族と一緒に働くというかたちの家内労働が出てくるのではないのでしょうか。

【黒部労働基準部長】

補助者としてあるかもしれませんが、たとえばワイヤーハーネスの工賃改正の時にいろいろ調査いたしますが、その中にその辺の調査が可能なのかです。

ただ、調査項目が本省から示されている統一的な調査なので難しいかもしれませんが。

【小野木部会長】

おそらく委託者側の方のほうが詳しいのではと思いますが、そういう外国人の方の家内労働にいそしむ方はおられますか。

【松下委員】

私のところではいます。

【黒部労働基準部長】

確かに日系ブラジル人の方とか、受注限定で内職をやっている方がいるのではないのでしょうか。

【小野木部会長】

三河地方が多いのですか。

【松下委員】

私は三河なので、全体は把握していません。

【小野木部会長】

他の日本人の家内労働の方と全く差はなくやっているのですか。

【松下委員】

もちろんです。

【熊田委員】

「家内労働の現況」の19ページの3の家内労働者の労災保険のところ、加入されている方が少ないように感じます。先程説明があったように、プレスで指を挟んで切断とか聞きましたが、労災保険に入っていない方がそういった事故にあった場合は、労災保険適用外だと思います。ということは、労災保険に入ると家内労働者の方が保険料を払わなきゃいけないから、なかなか加入されないということですか。

【近藤賃金課長】

労災保険の制度に枠組みとして、家内労働者に限らず建設業の一人親方の方とか、他の産業でも個人の方が事業をしていて、労働者と同じ仕事や作業をしていても、事業主は労災保険の対象にはなりません、特別加入制度というものがあります。

一つは労働保険事務組合に労働保険の事務手続を委託している中小事業主の場合、一つは一人親方等の方が同種の個人事業主団体に加入している場合、その事務組合や一人親方団体を通して労災保険に特別加入できるという制度があります。

家内労働者にもこの特別加入制度がありますが、家内労働者に係る団体が、19ページの表4にあるプレスに係る団体しか愛知県にはありませんので、プレス作業をしている家内労働者の方は、そこを通じて労災保険に加入できるということです。

【加藤委員】

今に関連してですが、事務組合に委託している事業主か一人親方団体に加入している方のみが労災保険に入れるということですが、積極的な行政からの広報はしているのですか。皆さんこういう保険の制度があるということをご存じなのではないでしょうか。

【近藤賃金課長】

制度の周知については家内労働法の周知の一環として行っています。ただ実際のところ、プレスを使っている家内労働者の方が、さほど多いというわけでもないということです。

労働保険の広報については、労働局総務部の労働保険適用・事務組合課が適用促進をする部署で、そちらの方でPRをしています。

【小野木部会長】

去年ですが、がん具花火の最低工賃専門部会を立ち上げて工賃を廃止しましたが、それぞれの単価や、分け方が実態に合わないとか、あるいは規模がワイヤーハーネスと比べると非常に小さいとか、他の都道府県ではもうすべて廃止になっているとか、いろんな理由で附帯決議を付け、相当慎重に審議をさせていただきました。

先ほどの23ページ、24ページの家内労働安全衛生指導員が回られた際に、家内労働

の委託者の方、あるいは実際に働いていらっしゃる方が合わせて16人くらい回っていますが、廃止になったことについてどんなことをおっしゃっていたかを、もし把握していたら教えていただけませんか。

【近藤賃金課長】

家内労働安全衛生指導員の訪問で二つほど紹介しますと、一つは工賃廃止後、特に工賃も作業内容も変わっていないという声、もう一つは、もともと最低工賃に合わせた発注形態ではなかったので特に最低工賃廃止によって影響を受けることはなかったと確認しています。

【小野木部会長】

それはどちらの、委託者側か労働者側ですか。

【近藤賃金課長】

委託者側からの声です。その委託者に係る家内労働者のところに訪問しても、特に最低工賃が廃止されたことに伴う不満だとかの声は、安全衛生指導員からの報告書には上がってきていません。

【小野木部会長】

「廃止になったの」とか、そういうようなことは言われたのですか。

【近藤賃金課長】

「工賃が廃止になっても変わらない」という声ばかりでした。もともと、発注の括りが違っていたとかの事情がありましたから、最低工賃の廃止によって影響を受けるということはないということでした。

【小野木部会長】

そういうことを何も言っていないのか。何も言わないから、そうだろうということなのか。

【近藤賃金課長】

これは、すべての人からの声を記録しているわけではありません。10件のうちの何件かで、そういう声があるということです。

【小野木部会長】

あったものを無くすということは、我々も含めた公労使の三者が、気を使って附帯決議もして廃止やむなしとしたのですが、実際の現場で、それを適用される人たちが、どう思っているのか一番心配というか関心だったので、大きな反応はなかったということですね。

【近藤賃金課長】

そうです。

【小野木部会長】

今年度の事業結果について、他に何かありますか。無いようですので、次の議題に移りたいと思います。

議題(3)令和2年度家内労働対策の基本方針について、事務局から説明をお願いします。

【近藤賃金課長】

25ページの資料 10「令和2年度の家内労働対策の基本方針」をご覧ください。

まず1番ですが、家内労働法の周知・広報の実施ですが、若干今年度と書きぶりを変えておりますが、書いてある内容は全く同様です。

2番目の最低工賃の改正についてですが、35ページの「最低工賃新設・改正3か年計

画」にあるとおり、令和2年度は車両電気配線装置、いわゆるワイヤーハーネスの改正を計画しています。流れ的には、事前に関係委託者と関係家内労働者に対する実態調査を行った上、改正の必要があると労働局長が判断した場合は愛知地方労働審議会長に改正の諮問を行い、審議会において最低工賃専門部会を設置いただき、審議を行うこととなります。

3番目の安全衛生の確保等ですが、引き続き家内労働安全衛生指導員の訪問・指導により主に対応していきます。

26ページに「家内労働安全衛生指導員の訪問指導計画(案)」を付けてあります。項目2番に令和2年度における指導対象委託者の重点を記載しました。1番目に過去3年間に一度も訪問をしていない委託者の中で、危険有害作業が考えられる委託者を第1優先に上げ、第2の順位としてその他安全衛生なり委託状況上法律の遵守等で問題のおそれがあるところを選定する予定としています。

その下の4番ですが、「指導員〇名」とあります。本年度は2名でしたが、前回の審議会において「2名では少ないのではないか」というご意見もいただき、今ここは「〇」としています。現在この人数については厚生労働本省と調整しているところです。今の見通しとしては、おそらく3名の配置で調整がつくのではと思いますが、まだ調整段階ですので、確定すればその人数でこの計画案を確定し、取り組んで行きたいと思います。

次に36ページの資料13ですが、一般の労働者に適用されます最低賃金の推移を付けてあります。最低工賃の改正の審議をいただくにあたり、最低賃金の状況についても踏まえていただくということから付けてあります。

次の37ページの資料14ですが、これは従前からありました愛知県の業種別最低工賃の改正推移を一覧にしたものです。左の件名のところに網がかかっているところは、既に廃止になったものです。ただ一つ残っていますが、2段目の車両電気配線装置製造業になります。ここに書いてあるとおり、前は平成30年3月25日に改正発効したということが見て取れます。以上です。

【小野木部会長】

では、令和2年度の家内労働対策の基本方針についての審議に入ります。ただ今の事務局側の説明に対しましてご意見等はございますか。

【熊田委員】

26ページ「令和2年度家内労働安全衛生指導員の訪問指導計画(案)」の2の(2)にある「安全衛生及び委託条件上問題のある委託者又は問題発生のおそれのある委託者」とありますが、こういう情報はどうやって得られるのですか。

【近藤賃金課長】

直接家内労働者の方から何らかの情報があればここに含めますが、そういう情報はほとんどありませんので、実際には私どもが持っています情報を基に、委託者の業種だとか、家内労働者の作業を見て、あるいは法律に基づく届出の提出状況など、このあたりを勘案し選定しているところです。

【小野木部会長】

その他いかがでしょうか。

【中道委員】

令和2年度においても家内労働の周知・広報の実施をされると伺いましたが、インチキ内職の発生件数は実際にはどの程度発生しているのでしょうか。

【近藤賃金課長】

近年、愛知県内でのインチキ内職についての情報は、把握はしてありません。

【中道委員】

ないということですか。

【近藤賃金課長】

そうです、近年はそういう情報はありません。

家内労働というのは内職の中でも、物の加工を伴うものに限定されていますので、例えば昔からよく言われるインチキ内職というのは、パソコンなり何らかの機械やテキストを売りつけて、仕事を発注しないみたいなのが過去あったと思います。

これら物の加工に当たらない場合は家内労働法の適用から外れますので、消費生活センターなり警察の方で対応することとなります。

実際、物の加工を伴うインチキ内職というのは、あまり過去からなかったと認識しています。

【小野木部会長】

パソコンの例というのは、実際あったのですか。

【近藤賃金課長】

過去にはありましたが、全国的にも近年はあまり聞いていません。

【小野木部会長】

物の製造、物作りじゃないと家内労働の定義から外れるということですか。ホームページを作ったり、テレワークというのですか、そういうものはモノづくりじゃないということですか。

【近藤賃金課長】

テープ起こしをしたりとかいう作業は、家内労働ではないということですか。内職と一般に呼ばれているものの中には入りますが、家内労働法の適用ではありません。

【小野木部会長】

つまり、厚生労働省の所管ではなくて、消費生活センターとか消費者庁の所管ということですか。

【近藤賃金課長】

場合によっては詐欺であれば警察が所管することになります。

【熊田委員】

インチキ内職は、一時期は多くて、弁護士会に消費者被害の委員会があるのですが、それこそ消費生活センターに相談があって、言われたように物とか教材を売りつけて、これをやれば内職がいくぐらい儲かるみたいなことをしたりとか、いろいろあったのですが、最近はあんまり聞かないです。

だいぶ周知がされて、皆さんがあまり手を出さなくなったのかも知れないのですが、インチキ内職をやる人たちは、引っかかった人の名簿を持っていて、繰り返し繰り返し同じことをやります。今、沈静化しているからといって、絶対大丈夫とは言えないですが、消費者被害の形態としては一時期よりは聞かなくなりました。

【黒部労働基準部長】

先ほど中島委員からご意見をいただきました「安全上の管理に問題のある委託者」について、令和2年度の家内労働安全衛生指導員の訪問指導計画の2の(2)の方に、ご意見を踏まえて少しがん具花火の委託者を、設定していきたいと思います。

【小野木部会長】

家内労働安全衛生指導員は、社会保険労務士の方がなさっているのですか。

【近藤賃金課長】

現在2名の方は社会保険労務士です。

【小野木部会長】

26ページの訪問指導計画(案)の一番下のところで、人数とか稼働日数とかが空欄ですが、一人当たり年間にどれくらい活動されるのですか。

【近藤賃金課長】

今年度の実績で言えば、一人当たり18日稼働ですが、内2日間は打ち合わせに使用していますので、実際に訪問する日数は16日間です。この16日間の中で、委託者と家内労働者両方訪問する場合がありますので、訪問件数は延べの件数になります。

【小野木部会長】

今回増員が仮に認められて2人が3人になった場合、稼働日数は変わるのですか。

【近藤賃金課長】

一人当たりの稼働日数は変わりませんが、3人になった場合は全体の稼働日数が増え、訪問委託者数も増えることになります。

【小野木部会長】

調査される、恩恵を受けるというかされる側の人は増える、というか効率が良くなるということですね。

【黒部労働基準部長】

対象が増えるということです。

【小野木部会長】

その他にありますか。

【中島委員】

指導員が回られたりすることは必要なのですが、すべてのところを回りきるというのは考えられないのですが、例えば働いていけば届くような、もし何か不安があったら相談するみたいな、そういうチラシを配ったりとか、ツール、ハンドブックに載っていたりするもので、全員に配られたりするものというのは何かありますか。

【近藤賃金課長】

家内労働者の方全員にハンドブック等を配るということは現在していませんが、必要があれば所轄労働基準監督署にご相談いただければと思います。

家内労働法については労働局もちろん行いますが、労働基準監督官が調査権限を持っている法律ですので、労働基準監督署において法律に係る調査指導を行います。相談窓口をホームページでも案内しますし、何かあれば労働基準監督署を案内し、対応していくこととなります。

【中島委員】

規模の大きい委託者の方は多分しっかりやったださっているかなと思うのですが、そんなに大きくないところとか、ほぼ個人的にやっているような委託者は、やはり安全意識が薄いのではないのでしょうか。内職の方がもしかしたら「こわいな」とか、「困っているな」とか、工賃もなかなか上がらないという声もあつたりしますので、ちゃんと相談できる場所があるということ、何かの機会に周知していただきたいと思います。特に弱者を通じての情報に対して、なにかできるものがあればご検討いただきたいと思います。

【近藤賃金課長】

私どもの周知については、家内労働法という法律がメインになるのですが、本日まで出席いただいている愛知県労働協会の方でも、家内労働の相談とかを対応いただいているということでもよかったですでしょうか。

【中道委員】

相談というよりも、ご紹介の方がほとんどを占めていますので、相談というのはあまりありません。

【近藤賃金課長】

何かあればまた連携させてください。

【中島委員】

労働者たちは、発注者に対して言いにくいことが沢山あります。窓口が多分ないだろうと思われて暮らしているのかなと思います。労働相談に使っても大丈夫ですと言われても、なかなかそういう訳にはいきません。相談した結果、委託者に指導が入ったとなったら次から仕事がもらえなくなると思われます。

【近藤賃金課長】

委員からご意見をいただきましたので、さらにというかたちで家内労働者の方に周知できるのか検討させていただきたいと思います。

【小野木部会長】

本年度の家内労働対策の結果から次年度の新しい事業計画まで、いろいろ活発なご意見をいただきありがとうございました。

愛知県の最低工賃は、がん具花火は昨年度廃止となりましたので、1業種車両電気配線装置製造業だけになってしまいました。しかも来年度が工賃の改正時期になっています。その工賃改正の時に、家内労働者の労働条件の向上に向けて、行政としてしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

それでは議題(4)その他についてです。各委員の皆様何か議題はありますでしょうか。

(意見なし)

【小野木部会長】

無いということのようなので、事務局から何かありますか。

【近藤賃金課長】

特に議題ではございませんが、連絡事項として申し上げます。

来年度改正予定の車両電気配線装置製造業の最低工賃について、実態調査をした結果、労働局長が改正の必要があると判断した場合は、地方労働審議会長に改正諮問をさせていただきますこととなります。その後、改正審議のための最低工賃専門部会を立ち上げることにいたしますので、よろしく申し上げます。

また、来年度の家内労働部会につきましては、令和3年2月頃を開催したいと現段階では予定しています。日程調整等ご連絡させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

【小野木部会長】

事務局から2つ連絡事項がありました。最低工賃専門部会を立ち上げる可能性があること。それから、次の家内労働部会が今から1年後ぐらいに行われることになるだろうということでした。

次回は第20回だそうですが、来年の2月頃を開催することとします。日程調整は早めに連絡してください。

それでは、これで本日の家内労働部会は終了とさせていただきますが、その前に労働基準部長から挨拶があります。

【黒部基準部長】

委員の皆様方、本日はお忙しい中ご審議いただきましてありがとうございます。公労使それぞれの委員の先生の立場から、本当に幅広く総合的にご審議いただいたと思っています。充実した部会の開催に感謝申し上げます。

私ども労働局といたしましても、本日頂きましたご意見等を踏まえ、次年度の家内労働行政をしっかりと進めてまいりたいと思っております。本日はありがとうございました。

【小野木部会長】

では、これをもって第19回家内労働部会は終了します。

(署名欄)

部 会 長 _____ (小野木委員)

家内労働者側代表委員 _____ (伊藤委員)

委託者側代表委員 _____ (中道委員)